

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

令和6年7月1日
美浜町長

市町村名 (市町村コード)	美浜町 (234460)
地域名 (地域内農業集落名)	美浜西部 野間地区
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年7月1日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題※

【現状】

- ・畑地帯の整備が必要。
- ・耕作しづらい土地は敬遠され、耕作放棄地になってきている。
- ・担い手の高齢化
- ・水田の担い手が少なく、歳が大きくなってきている。
- ・利用権設定が進んでおらず、口約束が多い。
- ・施設の老朽化

【課題】

- ・担い手不足、確保
- ・構造改善地区の維持、保全
- ・水田の大区画化

※は実質化された人・農地プランと同程度の項目です。以下同じ。

(2) 地域における農業の将来の在り方※

引き続き水稲、露地野菜、施設園芸を行う。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	179.3 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	57.84 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

土地改良により整備した農用地区域を将来にわたり有効活用する区域とし状況把握に務め、担い手に集約を図る。その他の地域にある農地については地域で慎重に協議を進めながら農業上利用ができる農地は集積し、耕作が困難な農地については適切な保全・管理をする地域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針※
水稲、果樹、露地野菜、施設園芸区域の検討を行い、農地の集積、集約化をし農作業効率を上げる。
(2)農地中間管理機構の活用方針※
担い手の受け入れ、育成体制を整え、中間管理機構を活用し集積、集約化を行う。
(3)基盤整備事業への取組方針※
施設の老朽化、パイプラインの整備を行う。農道が狭く大型機械が入れないところもあるため整備を行う必要がある。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針※
野間地区以外の区域からの担い手を受け入れ、担い手を確保する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
農業支援サービスは現在利用していないため、地域全体で保全管理に努める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策※	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④輸出	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input checked="" type="checkbox"/>	⑨その他		

【選択した上記の取組方針】

- ①地域の鳥獣被害を把握し、防止対策を講じ、地域で被害状況や防止対策を共有していく。
- ⑦引き続き草刈り等の維持管理を多面的組織で行う。
- ⑨新規就農者の確保